

幼稚園での投薬についての注意事項

幼稚園での児童に対する投薬は法律に定める「医療行為」となるため原則として幼稚園では行えません。内服が必要な場合は、お子さんが幼稚園に通園していること、幼稚園では原則として薬の使用ができないことをお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむ処方（朝夕の2回薬や朝夕寝る前の3回薬などの服用）を配慮してもらうよう依頼してください。どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合は、保護者が来園して与えていただくことになります。ただし、やむを得ない理由で保護者が来園できない時や慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気の場合は保護者と園側で話し合いの上、保護者によって職員が投薬します。この場合、万全を期するために【投薬依頼書】に必要事項を記入していただき、薬に添付して必ず職員に手渡しをしてください。（バスを利用している方は、バスの職員に手渡しをしてください。かばんに入れたままではお預かりは出来ません）【投薬依頼書】が無い場合や記入漏れがあった場合は投薬できませんのでご注意ください。以下注意事項を熟読の上、ご理解いただけますようお願いいたします。

1. 医師の処方薬のみ投薬します。

投薬はお子さんを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師によって薬局で調剤したものに限ります。市販の薬、保護者の個人的な判断で持参した過去に処方された薬等に対応できません。また、ハンドクリーム・リップクリーム・日焼け止め・虫よけスプレーなども幼稚園では対応できません。

2. 薬剤情報提供書（薬の説明書）を添付してください。

投薬を依頼される場合は【投薬依頼書】と併せ、薬を受け取った際に添付される薬剤情報提供書など、薬についての説明が書かれた書類も添付してください。（コピー可）

3. 薬は1回分ずつ小分けにしてください。

薬は必ず1回分ずつに分けて当日分のみお持ちください。シロップは小さな容器にうつしてください。1回分ずつに分けた薬の袋や容器には、必ずお子さんの名前と投薬時間をはっきりと記名し、ジップロック等に入れてください。塗り薬や目薬は小分けにする必要はありません。

4. 坐薬の使用は原則として行いません。

やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書（診断書）を添付してください。熱性けいれん予防の坐薬を使用する前には原則として保護者に連絡をし、確認と同意を取った上で投薬します。なお、座薬の使用は応急処置です。そのままお子さんをお預かりすることは出来ません。速やかにお迎えをお願いします。

5. 保育者による症状の判断が必要な場合は投薬できません。

「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作がでたら…」というように、保育者が症状を判断しなければならない場合は、幼稚園としては投薬することができません。



6. 毎日継続的に園で投薬が必要な場合や、緊急時に使用するダイアップやエピペン等を園でお預かりする場合、医療器具等を使用する場合は診断書の提出が必要です。必ずご相談ください。

【投 薬 依 頼 書】

篠崎若葉幼稚園 園長殿

下記の児童について、医師との相談の結果、医師の指示により幼稚園での保育時間における投薬が必要になりましたので、裏面の注意事項を承知の上、保護者の責任において篠崎若葉幼稚園での投薬を依頼します。

依 頼 日 令和 年 月 日

保護者氏名 _____

●記入漏れがある場合は投薬をすることができません。

保護者記載欄	
園児氏名	(組)
医療機関名	病院名： 電話番号： 担当医師名： ※薬剤情報提供書を必ず添付して下さい
病名・症状	
薬剤名	
薬の処方日	令和 年 月 日 (日分)
薬の保管方法	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 ()
薬の種類	粉薬 (種類 袋) シロップ (種類 瓶) 錠剤 (種類 粒) その他 ()
投薬時間	昼食前 ・ 昼食後 ・ その他 ()
薬の飲ませ方	
飲み薬以外 について	使用方法： 使用部位： そ の 他：

幼稚園記載欄				
お薬預かり日	/	/	/	/
受取者サイン				
投 薬 時 間	時 分	時 分	時 分	時 分
投薬者サイン				
立会いサイン				

・処方内容に変更が無ければ、この【投薬依頼書】の有効期限は4日です。5日目以降は新たに投薬依頼書を提出して下さい。 投薬が終わりましたらこの投薬依頼書は園で保管しますので園に提出をお願いします。